アタック営農支援事業について

JA静岡市では「担い手の育成」「施設園芸の振興」「生産基盤の整備」の推進 を図るため、農業の担い手となる生産者の皆様への支援事業を実施しています。ぜひ ともご活用されますようご案内申し上げます。

(1) 支援期間 令和 2 年度~令和 6 年度(5年間)

(2) 支援の対象者 JA静岡市の組合員で農業の担い手として地域やJA事業へ の貢献が認められる個人および組織・グループ。

(3) 支援の条件 事業計画の成果が5年後に120%以上になっていることを目標とする。(但し下記事業種目⑤についてはこの限りでない。)

(4) 支援額 1事業主体に対し、事業費の50%以内を支援する。ただし、 上限を個人100万円、団体200万円までとする。 他の補助事業と併用の場合は、補助残の50%以内とする。

- (5) 支援の年間予算額 年間 1.500 万円
- (6) 支援事業
 - ① 新規作物及び転換作物の導入事業
 - ② 新技術開発及び導入に関する事業(スマート農業・IT農業)
 - ③ 加工商品の開発に関する事業
 - ④ 新たな販売に関する事業
 - ⑤ 食の安全·安心確保推進事業(GAP·HACCP等)
 - ⑥ その他、審査会が認める事業
- (7)申請時期·支援金申請 第1回 7月 末日 第1回審査会 8月(予定)第2回 11月 末日 第2回審査会 12月(予定)※審査会において承認された事業のみ支援する。
- (8) 報告義務 半期に1回、事業実施報告書を審査会あてに提出する。
- (9) 事業の評価 審査会は事業計画書に掲げた成果目標を報告書により評価し、 達成されていない場合は期間内に達成するよう改善計画書の作 成を指示する。

(その他)

- (1)事業主体は、計画書作成や事業実施等にあたり、JA職員の指導を受けるものと する。
- (2)支援事業により取得した財産は、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (3)事業内容の変更等の必要が生じた場合は、審査会の承認を得なければならない。
- (4)事業継続が困難になった場合及び成果目標が達成されない場合は、支援金返還の責務を負う。

(別表)

対象事業種目	支援対象事業内容および経費
①新規作物及び転換作物 の導入事業	(1) 新規作物の苗木等購入等費(2) 導入展示圃の設置費(3) 先進地への視察研修費(4) 栽培方法研究費(5) 栽培のための機器購入費(6) その他上記以外で審査会の認める経費
②新技術開発・導入に関する事業(スマート農業・IT 農業)	(1) 新技術(ICTやロボット技術等スマート農業技術を含む)導入のための試験研究費等(2) 機械、施設、機器購入費等(3) 先進地視察研修費等(4) 栽培方法研究費(5) その他上記以外で審査会の認める経費
③加工品の商品開発事業	(1) 加工品開発のための加工施設、直売施設の工事費等(2) 加工機械導入整備費(3) 加工技術の取得、研究費(4) その他上記以外で審査会の認める経費
④新たな販売に関する事業	(1) 販路拡大に関する設備費、機械等導入費(2) コンサル導入経費(3) 先進地視察研修費(4) 研修会、講演会等の開催費(5) その他上記以外で審査会認める経費
⑤食の安全·安心確保推進 事業(GAP·HACCP等)	(1) GAP 認証(ASIAGAP、GLOBALG.A.P、JGAP)のいずれかの取得に向けた認証審査、研修指導、環境整備等(2) 有機 JAS の取得に向けた認証審査、研修指導、環境整備等(3) HACCP 取得に向けた認証審査、研修指導、環境整備等(4) その他上記以外で審査会認める経費
⑥その他、審査会が認める 事業	(1) 対象事業に必要な経費で、審査会の審査を踏まえて 審査会が必要かつ適切であると認める経費